

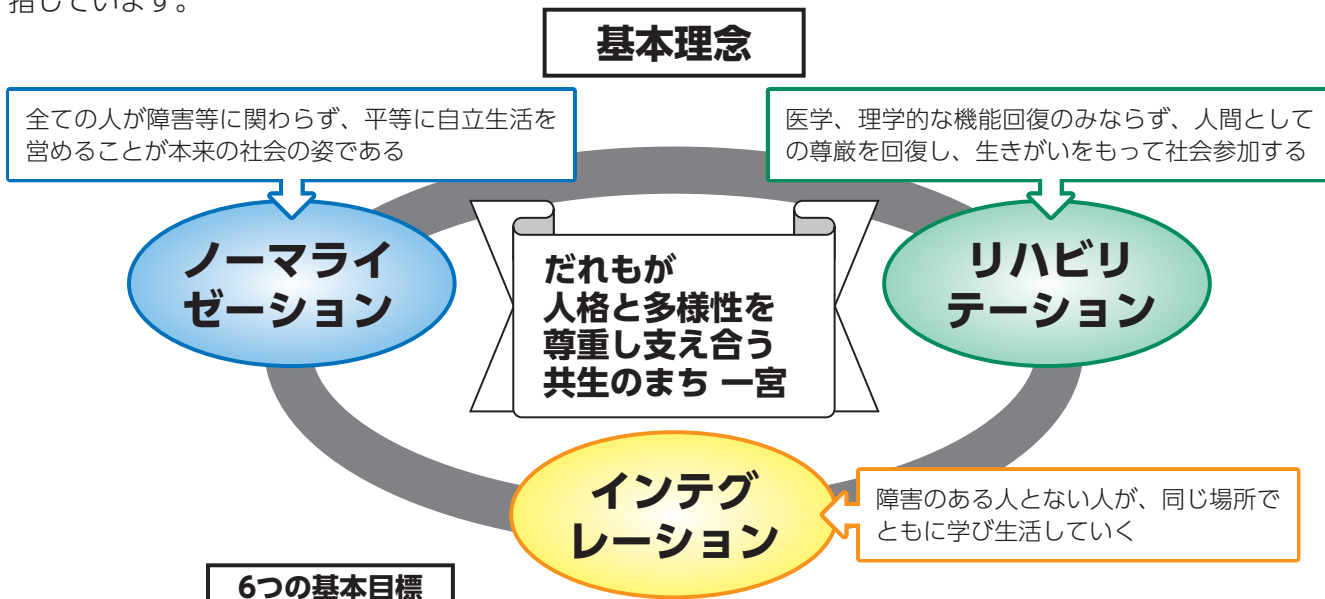
障害者相談支援センターだより

第3次 一宮市障害者基本計画
第6期 一宮市障害福祉計画
第2期 一宮市障害児福祉計画

(令和3年3月策定)

障害者基本計画や障害者(児)福祉計画って どんな計画？

障害者基本法や障害者総合支援法などに基づき、一宮市の令和3年度からの障害者施策や障害福祉サービス等の計画をまとめたものです。理念や方針、施策・事業を定め、サービスや支援を充実させることで、すべての人々の人権が尊重され、障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。



1. 障害への理解促進と障害のある人の権利の尊重

- ① 障害についての理解を深める教育・啓発
- ② 障害のある人の権利擁護の推進
- ③ 関係団体やボランティア、当事者団体への支援

2. すき間のない相談支援・情報提供体制の整備

- ① 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化
- ② 経済的な安定に向けた支援
- ③ 相談支援体制の整備
- ④ 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進

3. 健康づくりの促進と保健・医療・福祉の連携

- ① 障害の発生予防と心身の健康づくりの推進
- ② 保健・医療・福祉の連携強化

4. 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備

- ① 障害の早期発見と早期療育の体制の整備
- ② 切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化
- ③ 保育・教育環境の整備

5. 障害のある人の雇用・就労の支援

- ① 雇用・就労の促進
- ② 就労の定着に向けた支援
- ③ 障害者就労施設等における工賃の確保

6. 地域生活を支える生活環境の充実

- ① 安全・安心な居住環境の整備
- ② 社会参加への支援
- ③ 文化芸術・スポーツ活動等の推進
- ④ 防災対策の推進

サービス等の見込み量と確保方策

○障害福祉サービス

- ・在宅生活への支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護等)
- ・日中活動への支援(生活介護、自立訓練、就労移行等)
- ・居住の場への支援(施設入所支援、グループホーム等)

○地域生活支援事業

- ・生活に必要な外出のための支援(移動支援)
- ・日中の見守りと活動の場の提供(日中一時支援)
- ・相談に応じ自立した生活の支援(相談支援)
- ・手話通訳、点訳、音声訳等による支援(意思疎通支援)

各サービス毎に令和5年度までの見込み量と、提供体制の確保策を示しています。

計画の進捗管理

計画を着実に実行するため、市民視点、当事者視点、専門的視点から定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていく「PDCAサイクル」による進捗管理を行うことが重要です。

この計画の推進では、「障害者自立支援協議会」を評価機関とし、当事者の視点を踏まえた計画の進捗管理と事業の改善を行います。